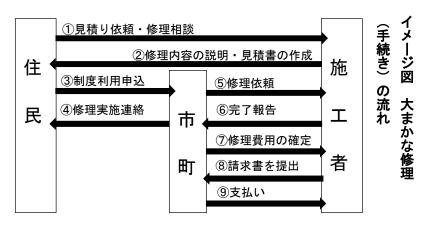
【令和6年能登半島地震関係】

住宅の応急修理制度について(災害救助法)

概要

「応急修理制度」は、<u>地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施する</u>ものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど<u>日常生活に必要不可欠な部分</u>が対象となります。 ※はじめに、ご自身で施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市町に申し込んでください。 選定された施工者に対し、市町が修理を依頼します。



★地震被害から修理完了までのポイント

- 地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- 写真の撮影は必須です。(工事前・工事中・工事後)
- ・ 住宅設備等のグレードアップは不可です。
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意。
- ・ 既に修理に取りかかっていても、施工者への支払いに至っていない場合、制度の対象とすることができます。
- ・ 応急仮設住宅(建設型・みなし仮設)との併用については、町の担当窓口にご相談ください。

対象者

対象世帯:被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」

「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯

(「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。)

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額

(1世帯あたり)

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 : 706,000 円以内

準半壊 : 343,000 円以内

※費用は町から修理業者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和6年12月31日 ※完了期限が延長されました。

(状況に応じ延長の場合あり)

相談 • 受付窓口: 内灘町地域産業振興課 076-286-6708